

(参考) 令和8年度本県現任研修受講に必要な実務経験の考え方の例

- 受講要件1 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある  
 「過去5年間」とは「研修開講日前5年間」をいい、本年度の場合具体的には「令和3年5月11日から令和8年5月10日まで」とする。  
 「2年以上」とは次の要件をいずれも満たすことが必要  
 期間要件：実際に相談支援の実務に従事した期間が2年以上  
 日数要件：実際に相談支援の実務に従事した日数が360日以上
- 受講要件2 現に相談支援業務に従事している  
 「現に」とは「研修受講申請期間」をいい、本年度の場合具体的には「令和8年3月30日から令和8年4月13日まで」とする。

【例1：過去に実務経験があるが、今は従事していない】

H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
4/1~	○	○	~12/20	×	×	×	×

(仮定の実務経験期間)

平成31年4月1日~令和4年12月20日まで相談支援事業所で相談支援の実務に従事したという場合。

(受講要件の確認)

受講要件1：通算は3年以上の実務期間があるが、証明期間内では令和3年5月11日から令和4年12月20日までの従事で計算するため受講要件1の期間要件「2年」はクリア。実際に相談支援の実務に従事していた日数が360日以上あれば受講要件1の日数要件も満たす。

受講要件2：現に従事していないので受講要件2は満たさない。

(受講の可否)

(令和3年度以降に初任研修了し) 令和8年度が初めての現任研修受講の場合：受講要件1の期間要件は満たしているので日数要件(相談支援の実務経験が360日以上ある)を満たせば受講可能。

初めての現任研修受講でない場合：受講要件1の期間要件は満たしているため日数要件(相談支援の実務経験が360日以上ある)を満たせば受講可能。

【例2：従事していない期間もあったが、過去に実務経験があり、今は従事している】

H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
4/1~	○	~12/20	×	4/1~10/31	×	×	4/1~

(仮定の実務経験期間)

平成31年4月1日~令和3年12月20日、令和5年4月1日~同年10月31日及び令和8年4月1日から申請時(令和8年4月13日)まで相談支援事業所で相談支援の実務に従事しており、令和8年4月14日以降も従事予定とした場合。

(受講要件の確認)

受講要件1：連続しての勤務継続ではないが、証明期間内では令和3年5月11日~同年12月20日、令和5年4月1日~同年10月31日、令和8年4月1日以降従事しており、両期間併せて受講要件1の期間要件「2年」は満たす。証明期間内に相談支援の実務に360日以上従事していた場合受講要件1の日数要件も満たす。

受講要件 2：申請時に従事しており今後も従事する予定なので現（＝申請期間内）に従事しているという  
受講要件 2 は満たす。

（受講の可否）

（令和 3 年度以降に初任研修了し）令和 8 年度が初めての現任研修受講の場合：受講要件 1 の期間要件  
は満たしているので、日数要件（相談支援の実務経験が 360 日以上ある）を満たせば受講可能。

初めての現任研修受講でない場合：受講要件 2 を満たしているので受講可能。

### 【例 3：今年度から従事し始めた】

H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
×	×	×	×	×	×	×	4/1～

（仮定の実務経験期間）

令和 8 年 4 月 1 日から相談支援の実務に従事しはじめ今後も従事予定とした場合。

（受講要件の確認）

受講要件 1：相談支援の実務経験が 13 日しかなく、証明期間の 5 月 10 日まででも「2 年で 360 日  
以上相談支援の実務に従事していないため受講要件 1 は満たさない。

受講要件 2：申請時に従事しており今後も従事する予定なので現（＝申請期間内）に従事しているという  
受講要件 2 は満たす。

（受講の可否）

令和 8 年度が初めての現任研修受講の場合：受講要件 1 を満たさないなので受講は不可。

初めての現任研修受講でない場合：受講要件 2 を満たしているので受講可能。

### 【例 4：今は従事していないが、過去に長く従事した経験がある】

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
○	○	○	○	~12/20	×	×	×	×	×

（仮定の実務経験期間）

平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 20 日まで相談支援事業所で相談支援の実務に従事したという場  
合。

（受講要件の確認）

受講要件 1：通算は 4 年以上の経験があるが、証明期間内では令和 3 年 5 月 11 日～令和 3 年 12 月  
20 日までの従事であり、2 年以上という受講要件 1 の期間・日数ともに満たさない。

受講要件 2：現に従事をしていないので受講要件 2 は満たさない。

（受講の可否）

令和 8 年度が初めての現任研修受講の場合：受講要件 1 を満たさないなので受講は不可。

初めての現任研修受講でない場合：受講要件 1、2 いずれも満たさないなので受講は不可。